

# 加害からの平和教育 — ナショナリズムを超えて —

## Peace Education from the Perpetrators: Beyond Nationalism

西 尾 理

NISHIO Osamu

### 1. はじめに—加害の視点—

本論文の目的は、加害者となった戦場の兵士の共通の行動を吟味することによって、ナショナリズムに囚われない平和教育を目指すことを目的とする。

戦後日本の平和教育において中心的な位置を占めてきたのは、アジア・太平洋戦争を扱った平和教育であった。内容は、原爆や空襲の被害、沖縄戦のひめゆりなど民衆の側からのものが典型であった。それは今日、アジア・太平洋戦争の「被害」を扱った実践といわれるものである。しかしそれは、「銃後」の光景に偏りすぎる嫌があった<sup>(1)</sup>。

日本の加害を平和教育で扱うようになったのは、1980年代からである。中国や東南アジアでの日本軍の残虐性や強制連行、従軍慰安婦を扱った日本軍の「加害」を扱った実践が行なわれるようになった。その後、戦争に「抵抗」した人たちの実践に発展し、「被害」、「加害」、「抵抗」体験についての平和教育実践に広がっていった<sup>(2)</sup>。しかしこれらの実践は、日本軍国主義（国家）の責任を問うことを主目標としているため、国家が戦争を行なったという一般的、抽象的なものとして捉えられていて、個々の兵士が戦場においてどのような精神状態で「加害」を行なったのかということまで踏み込んだ実践ではなかった。加害が抽象的なもの、集合的なものに留まっていたのである。

### 2. 戦場における兵士の加害の教材化における先行実践

先行実践として、今野日出晴は、「捕虜を殺す兵士・殺さない兵士」という授業の中で、上記の課題を扱い、さらに戦場という極限状態の中でも殺さなかった兵士を取り上げ、生徒に考えさせる実践を行っている<sup>(3)</sup>。筆者も以前、その極限状態における兵士の立場を授業化した<sup>(4)</sup>。ただ、両実践とも日本の加害のみ扱ったので、兵士の心情に対して共感を生まれるものの「日本の加害」の責任というナショナルの枠組みを超えることはできなかった。

### 3. 平和教育で戦場における兵士の加害を扱う意義

上記の先行実践を踏まえたうえで、平和教育で戦場における兵士の加害を扱う意義は、次のような問題意識からである。

第1に、「加害」「被害」の対立である。その解消の第1歩は、被害を受けた諸国、地域が未だに主張してくることを理解することである。戦後73年を過ぎているにもかかわらず、なぜ中国、韓国、東南アジア諸国等がアジア・太平洋戦争における加害を「許して」くれないのかが分からない。「いつまで謝らなければならないのか」との嘆きや怒りがくすぶっている<sup>(5)</sup>。またその反動からか、「歴史修正主義」が台頭し、「加害は無かった」、「欧米先進国の加害をなぜ問題視しないのか」、「日本はアジアを解放した」等の日本の行為の正当化を主張したことが、事態をいっそう複雑にしている<sup>(6)</sup>。その理由のひとつは、加害は忘れても被害は忘れないという人間の心情である。日本でも戦後73年を過ぎても、広島、長崎の原爆被害、沖縄戦、大空襲による被害については、慰霊が行われている。自らが受けた被害については、風化させてはならないとしている。広島・長崎の「原爆忘れまじ」というスローガンがそのことを端的に表している。一方、アメリカでは、日本の真珠湾攻撃による慰霊するアリゾナ記念館があり、慰霊塔が設けられている。そのスローガンは、「リメンバー、パールハーバー」である。日本において、真珠湾攻撃で犠牲になった人々を広島・長崎と同様に、慰霊しているという話は聞かないし、アメリカの原爆投下については、未だにその正当性を主張している。

第2に、従来の平和教育が国家と同一化した民族の枠組みにおける平和教育であったために、上記1の問題が解消されなかった。加害を扱った平和教育も国家、民族の枠では、どうしても「被害」と「加害」の2項対立に陥りやすい。そのため、従来の平和教育では、上記1の問題を解消できない嫌いがあった。

この問題に関していえば、日本教育学会全国大会、平和教育部会（2001年第59回）においても提起されている。それは、次のような提起である。

「近年、ベトナム戦争において、韓国が米軍の前線基地となり、多くの韓国人兵士が参戦し、ベトナム人の虐殺に加わっていた事実が明らかにされつつある。これは、韓国国民の実存を激しく揺さぶることになった。このことは、韓国人が常に平和な国民であり、戦争の犠牲者であったという自らの存在に関わる観念を突き崩され、自らも状況が異なれば加害者たり得ることを突きつけられたという。このことは、韓国国民に二つのことを突きつけているという。ひとつは、戦争そのものを悪としてとらえようとする意識の指向性である。もうひとつは、日本国民に対するある種の越えがたい感情を、戦争を悪とすることで、超える共感力が生まれつつあることである。このことは、教えとしての国家の意図（自分は被害国民であるというアイデンティティと切り結んだ実存の形成）を超えて、民衆一人ひとりが独自の価値を思考するものへと転化し得るとき、国家を相対化しながら担う主体へと自己を形成する契機となる<sup>(7)</sup>。このように、平和教育は、最終的に国家を超えた価値指向性を目指すものとなるがその時に、現にある国家との関係である。これを捨象しながら目指すのであれば、それはリアリティに欠け、「理想的」、空想的な平和教育に墮してしまうことが多分にあるだろう。牧野篤が述べるように、正にこれからの平和教育は、

そのもつ指向性と「国家」という枠組みとの関係が、今後、より密接に問われる必要があるのである。」<sup>(8)</sup>

本稿は、この問題提起に、ひとつの回答を提出しようとするものである。

#### 4. 「加害からの平和教育」の授業構成

まず戦場で、実際どのような加害が行われたのかを知る必要がある。そして被害を受けた人々の心情をまず深く認識することができることが前提になる。その後、ソ連、アメリカと韓国の「加害」を取り上げ、日本の「加害」を行った兵士との共通項を抽出し、その行為の心情にせまることによって、ナショナリズムを超えた平和教育を目指す。

そのためこの授業では、5つの視点を明確にして展開する。

Iの戦場の兵士による加害の現状では、加害の現実を日本のみならず、他の国家（ソ連、アメリカ、韓国）の加害を知ること。加害を行った国家が被害の国家になっていたり、被害の国家が加害の国家になっていたりすることを学ぶ。

IIでは、加害行為における共通要因を考察する。そのことによって、ナショナリズムにとらわれない加害と被害の認識を持つことができると考える。

IIIでは、IIから展開して国家主権の矛盾をさまざまな観点から学ばせ、また被害と加害の枠組みを別の設定から認識できることを目指す。

IVでは、実は、IIIの課題が100年以上も前から認識され、解決に向けた努力、一この授業でいえば、国際人道法一がなされてきたことを学ぶ。

Vでは、しかし、現況の国際人道法では対処できないジレンマを学生に提示することによって考えさせることを目指す。

授業構成は、以下の通りである<sup>(9)</sup>。

- I. 戦場の兵士による加害の現状
  - (1) 日本の加害 (2) ソ連の加害
  - (3) アメリカの加害：①沖縄戦 ②ベトナム戦争におけるミライ事件（ソンミ村虐殺事件）
  - (4) 韓国の加害
- II. 加害行為における共通要因の考察
  - (1) 各国の兵士による証言等から、表による整理 (2) 共通要因の説明
- III. 国家主権の矛盾
  - (1) 戦争と国家暴力の問題
  - (2) 戦争における国家主権の矛盾：チャップリン、墨子、セネカ、ラッセル
  - (3) そのものの国家・民族の規定
  - (4) 民族と同一化した国家対国家の枠組みではこのアポリアを解くことはできない
    - 一別の枠組みの設定一
    - ①ジェンダーの視点一加害者としての男性 VS 被害者としての女性
    - ②兵士 VS 民間人という視点 ③貧乏人同士が当事者となる視点
- IV. 加害の戦争責任一国家の責任から個人の責任へ一
  - (1) 国際人道法を手掛かりに
  - (2) 国際人道法の展開
  - (3) 戦争犯罪論

V. 戦場における兵士の判断—現状の国際人道法では抜け落ちた課題—

- (1) ロールズの場合
- (2) ウォルツァーの場合
  - ①ゲリラ戦への米軍の対処について
  - ②戦争犯罪—兵士とその上官—
- (3) 究極の判断を学生はどのように考えたか—アクティブ・ラーニングによる—
  - ①各自、プリントに従って作業。 ②作業をもとにグループで話し合い
  - ③各グループから発表 ④意見交換

5. 授業<sup>(10)</sup>

I. 戦場の兵士による加害の現状：加害の現実を知ること。

(1) 日本の中国への加害

戦後73年を経た今も、中国、韓国をはじめとするアジア諸国は、第2次世界大戦における日本の加害を許していない。その象徴となるのが従軍慰安婦問題である。なぜ許さないのか、考えてみよう。

日本の中国に対する加害の資料を読むように指示する<sup>(11)</sup>。これは、日中戦争時における日本軍の加害の証言である。

資料を読み終わった学生に、一通り感想や意見を求めた後、以下のように問う。

皇軍（天皇の軍隊）がなぜこのような非人間的な行為を行なったのだろうか？

原因として考えられるのは、中国軍のゲリラに悩まされて、いわゆる3光作戦をとってしまったことによる。またこの加害行為が明らかになった後の反応についても、遺族会や軍人会はこの戦争を正当化してきたことを説明する<sup>(12)</sup>。

(2) ソ連の日本への加害

ソ連の日本に対する資料を読むように指示する<sup>(13)</sup>。この資料は、ソ連が日ソ中立条約を破って、満州に進行してきた時の記録である。ソ連の行為は、国際人道法違反であり、当時、日本のみならずソ連も批准しているはずであった<sup>(14)</sup>。社会主義国ソ連に対しては、ロシア革命後、階級差を無くし、民族自決を打ち出してきた。資料を読み終わった学生に、次のように問う。

社会主義国＝善ではなかったのだろうか？

(3) アメリカの加害

①沖縄戦：米海兵隊兵士の体験記にみる戦場<sup>(15)</sup>

以下の資料を読むように指示を出す。

その日本兵の口元には大きな金歯が光っていた。問題の海兵隊員は、なんとしてもその金歯が欲しかったらしい。ダイバー・ナイフの切っ先を歯茎に当てて、ナイフの柄を平手で叩いた。日本兵が足をばたつかせて暴れたので、切っ先が歯に沿って滑り口中深く突き刺さった。海兵隊員は罵声を浴びせ、左右の頬を耳元まで切り裂いた。日本兵の下顎を片足で押さえ、もう一度金歯を外そうとする。日本兵の口から血が溢れ、喉にからんでうめき声をあげて、のたうちまわる。私は、「そいつを楽にしてやれよ」と叫んだ。が、返事の代わりに罵声が飛んできただけだった。別の海兵隊員が駆け寄ってきて、敵兵の頭に一発撃ち込み、とどめをさした。最初の海兵隊員は何かつぶやいて、平然と戦

利品外しの作業を続けた。

相棒が「なんてことだ」と叫んだ。私は窪みに目をやり、次の瞬間、激しい嫌悪感と憐憫に襲われて立ちすくんだ。(米兵の)遺体は腐敗が進み、雨風にさらされて黒ずんでいた。それは熱帯では当然のことだ。しかし、このとき目にした遺体は敵の手で切り刻まれていた。一人は首が切れ、頭部が胸に載せられていた。両手も手首から切られて、頭部のそば、顎の近くに置かれている。信じられない遺体の顔を見つめて気がついた。日本兵は遺体の男根を切り離して、口に押し込んでいたのだ。隣の遺体も同様の扱いを受けていた。三人目は全身が切り刻まれ、肉食獣に引き裂かれた死体のような姿になっていた。歩兵にとっての戦争はむごたらしい死と恐怖、緊張、疲労、不潔さの連続だ。そんな野蛮な状況で生き延びるために戦っていれば、良識ある人間も信じられないほど残忍な行動がとれるようになる。われわれの敵に対する行動規範は、後方の師団司令部で良しとされるものと雲泥の差があった。生き延びるための戦いは緊張と恐怖のなか、昼も夜も途切れることなく続いていく。(略)非戦闘員や戦闘の周辺にいる者にとっては、戦争とはひたすら退屈なもの、あるいはときに気分の高揚するものにすぎない。しかし、人肉粉碎器に放り込まれた者にとって戦争は恐怖の地獄であり、死傷者が増え、戦いが延々と長引くにつれて、二度とここからは逃れられないという思いが募る。時間は意味を持たない。命は意味を持たない。ペリリュー島という薄皮が朽ち果てて、誰もが野蛮人になる。われわれは、後方にいる人々—非戦闘部隊や民間人—にはまったく理解できない状況に生きていた。

さらに、以下の事件を提示する。

#### ②ベトナム戦争におけるミライ事件（ソンミ村虐殺事件）

1968年3月16日に米軍部隊がベトナム中部クアンガイ省のソンミ村で無抵抗の村人504人を殺害した事件である<sup>(16)</sup>。この虐殺事件に関する資料<sup>(17)</sup>を学生に読むように指示する。その後、次のように解説する。

米陸軍は、非武装の民間人を射殺することが、戦争被害者の保護を定めた1949年8月12日ジュネーヴ協定の「重大な侵犯」であると規定している。違反した場合、すみやかに上官へ知らせること、物的証拠を保存するなど、適切な一切の行動を取ること<sup>(18)</sup>。しかし、これらの行為を行った兵士たちは、ウンザリするほど正常な人間たちだったこと<sup>(19)</sup>。そして問う。

アメリカ、民主主義のお手本、正義ではなかったのか？

この虐殺事件に対しては、いくつかの原因が考えられている。それは、以下の通りである。

- ①兵隊の無知に起因する問題である。ベトナムの習慣についての兵隊の無知さ加減は、驚くべきものであり、また一方、陸軍はかれらをほとんど教育しようとはしなかった<sup>(20)</sup>。軍への教育の不十分であったこと<sup>(21)</sup>。
- ②ベトナム人に対するアメリカ人の側にある故意の残酷さと、まったくの思い上がった優越感の問題である<sup>(22)</sup>。
- ③ベトナム人を同じ人間だとは思っていなかったという問題である。中隊はベトナム人を単純に「動物のようにあつかっていて、多くの連中は、ベトナム人を人間とは思っていなかったのである<sup>(23)</sup>。
- ④軍隊内における出世の問題である。メディナ大尉は、少佐になりたくて、ベトナムはひとつのチャンスだったという。そして彼はそれを十分に活用したかったのである<sup>(24)</sup>。
- ⑤戦場における人間的な感覚の麻痺の問題である。それは、次の証言の中に端的に言い表

されている。「心の中にある唯一のことは生き残ることで、ビルが殺されてからは気にかけることをやめた。かつてはこれらの住民に同情を抱いていたが、今は気にかけてはいない。わたしはかれらを殴ろうとは思わないが、しかし、わたしは、それを止めようとはしないだろう。」<sup>(25)</sup>「ベトナムの民間人が虐殺されるのを見ていても彼らに対して何のやましさも感じたことがなかった。…「たぶんこれが、戦争の実態なんだ。」<sup>(26)</sup>

さらに、戦争中でも強姦は決して正しいとはみとめられていないはずである。それについての次の証言。「そんなことは日常茶飯事さ」スマイルがいった。「誰だってやるのさ一少なくとも一回はね。しょせん奴らも人間、男なのさ。」<sup>(27)</sup>

ミライ事件に関するアメリカ国民の反応はどうであったのだろうか。

アメリカ国民はミライ虐殺事件を受けとめようとはしなかった。ジョン・ウエインの映画のようにアメリカは常に正しく善であると信じてきたのに、こんなにもむごい犯罪を犯すのか？当時、ある世論調査の53%がミライ虐殺を信じず、虐殺を信じた人のなかでも大多数が記事にはいけなという反応を示した<sup>(28)</sup>。

#### (4) 韓国の加害

韓国の加害とは、ベトナム戦争において韓国軍が南ベトナムに派兵され、行った加害である。ベトナムクアンナム省ディンバン県において、1967年1月、韓国軍海兵隊によって、3340人の民間人が殺害され、1734世帯が被害を受け、961人が負傷、610億ドンの被害。韓国軍は虐殺過程で、死体をブルドーザーで押しつぶした<sup>(29)</sup>。

その時のベトナム人の証言を資料として学生に読ませる<sup>(30)</sup>。

読み終わった後、学生に意見や感想を言ってもらうが、最後にこの資料を書いた金賢娥が以下のように言っているのを伝える。

一度もよその国を侵略したことがない平和を愛する白衣民族という神話が、事実を事実として認めることを、私のなかで拒ませていたのかもしれない<sup>(31)</sup>。

この発言もまた日本やアメリカの発言と同様のものだと考える。

その原因について、韓国兵士の証言を含めて、以下のことが考えられるという。

- ①兵隊の無知の問題である。事前に十分な教育がなされていなかったこと。ある兵士は、次のように述べている。「殺してはいけない。戦争にもルールがあるのだが、一度でも民間人を殺してはならない、子供や老人を殺してはならない、強姦してはならないと一度でもそう聞いていたら、こんなにまではしなかっただろう。
- ②戦場における人間的な感覚の麻痺の問題である。作戦中に民間人が死ぬ場合がなくはないだろうが、それは戦争が何たるかを知らずにいうことだ。血のにおいがしても昼食を取る。何とも思わなくなる<sup>(32)</sup>。
- ③ベトコンへの恐怖から過剰反応を起こしたことである。それはベトコンに対するステレオタイプの認識を持っていたことの問題である。「ベトコンは、同じ人間ではない、別の人種だと植え付けられた。女・子供もみなベトコンに見える。」(キム・ヨンマンの証言)<sup>(33)</sup>
- ④ゲリラに対する恐怖である。ゲリラとの戦いとなれば、民間人との区別がつかない恐怖から容易に無差別殺人へ至ってしまった。「ゲリラ戦で、誰がゲリラか区別ができるか。きれいな女性が近寄ってきて、ポンと手榴弾を投げつけて走り去るのがこの戦争だ。子供たちも大きくなったらベトコンになる。大人も子供もベトコンだ。」この証言は、日

本軍の3光作戦での発送と同様のように思われる。

- ⑤ 仲間の犠牲者に対する義憤である。「目の前で同僚が悲鳴をあげて倒れる。血は噴水のように噴き上がり、肉片が四方に飛び散るのだ。誰が怒りを覚えずにいられようか。」<sup>(34)</sup>  
この証言が端的に表している。
- ⑥ 反共イデオロギーを内在していたという問題である<sup>(35)</sup>。共産主義と戦うために南ベトナムに来たのであり、それは“自由主義諸国の”義務だという正義感であった<sup>(36)</sup>。
- ⑦ 韓国から従軍した兵士の大部分は貧しい家庭が多く、カネが稼げるということで志願した若者が多かったことである<sup>(37)</sup>。

この加害の報道があった後、参戦軍人の反応は、流言蜚語であるという反論であった。2000年には、枯葉剤後遺症戦友会会員がベトナム戦争民間人虐殺報道をおこなっていたハンギョレ新聞社を襲撃した<sup>(38)</sup>。安田敏朗によると、韓国国防部軍事史編纂研究所が刊行した本でも、ハンギョレ新聞社や「ナウリ」の運動をとりあげるものの、ゲリラ戦だったので戦闘地域の区別がつかなかったため、「虐殺」ではなく「民間人被害」が生じたとするのみである。なにやら「南京大虐殺」の論争を思い起こさせるが「虐殺」であろうと「被害」であろうと、無辜のベトナム人が理由なくこぼされた、という事実が変わることはない<sup>(39)</sup>。

この事実に対して、金は次のように述べる。「差し出した手を握れない人たちがこの世にはいるのだ、ということ、かれらは理解できない。拷問をした者はそれを忘れることができるが、拷問を受けた人は忘れられない。拷問をした者は豪快に笑いながら、私が悪かったと謝るが、拷問を受けた人はその目を見つめられないのだ。克服できない傷というものがある。治療不可能な傷というものがある。それが解らない者は、和解という言葉をつかってはならない。」<sup>(40)</sup>

これは日本の加害に対しても同じことが言えるのではないだろうか。

## II. 加害行為における共通要因の考察

Iから、単に日本が悪い、ソ連が悪い、アメリカが悪い、韓国が悪いという結論を引き出したいわけではない。ここでの問題は、国家・民族の枠を超えて、兵士の加害とその弁明にある種の共通性がみられることである。そこで、国家・民族をいったん捨象して、兵士一般に落とし込み、加害要因を抽出する必要がある。その共通項を以下のように表(表1)にまとめてみた。

表1 加害行為の共通要因

	アメリカ	日本	韓国	ソ連
①教育が施されていなかった。(兵士の無知)	○	○	○	○
②国際人道法を知らなかった。			○	○
③民族的優越感	○	○		△
④仲間が殺されたことへの復讐心	○	○		
⑤男性だから	○	○	○	○
⑥同じ人間だとは思っていない			○	
⑦ゲリラへの恐怖(ステレオタイプ)	○	○	○	
⑧民間人との区別がつかない	○	○	○	
⑨上官の命令		○	○	
⑩周囲の圧力(仲間との連帯感のため)	○	○	○	
⑪異常な状況により神経が麻痺	○	○	○	
⑫世間の目		○	○	
⑬出世・降格	○			
⑭国家もしくは在郷軍人会等の団体による正当化	○	○	○	△

表 I の共通要因について、若干の説明を加える。

まず、上記、①、②について、日本軍の場合は、日清、日露戦争の場合とアジア・太平洋戦争では、国際法遵守の徹底さが大きく異なること。現地軍人の物資を現地調達としたこと。アメリカ軍の場合は、特にソンミ村虐殺事件を起こした師団は十分な教育が施されてはいなかったという。韓国軍の場合は、アメリカ軍以上に、教育どころかベトナム及びベトコンに対する無知蒙昧な情報によって行動したという。

①、③、⑤について、もしあなたが、明日の戦闘で殺されるかもしれないと思ったら？死を前にするという事は、ひとつの極限状態を意味する。そのとき、本当の自分自身が問われるのではないだろうか。日本軍では、慰安婦が戦闘の前日によく訪ねてきたという。リンチも多かったという。「明日、どうなるかもわからない、死ぬかもしれない。しかも相手は中国人だ。どうせ殺してしまうならレイプしても良い…」という発想になってしまうのだという。

④、⑥、⑨、⑩、⑫について、戦闘になれば簡単に人を殺せるようになるのだろうか。グロスマンによれば、自分と同種の生物を目の前で殺すことへの抵抗感はいわゆる大きいのだという。戦闘中の兵士は悲劇的なジレンマにとらわれている。殺人への抵抗感を克服して敵の兵士を殺せば、死ぬまで血の罪悪感を背負い込むことになり、殺さないことを選択すれば、倒された戦友の血の罪悪感、自分の務め、国家、大儀に背いた恥辱が重くのしかかってくる。まさに退くも地獄、進むも地獄なのである<sup>(41)</sup>。

⑥、⑦、⑧について、日本軍、アメリカ軍、韓国軍とも敵はゲリラ組織であり、いわゆる非対称の戦争であること。こういった戦争では、兵士が同じような民間人虐殺に陥りやすいこと。このことから対テロ戦争を戦っているアメリカの兵士などは、さらに同様な状態に陥っているということが想像されるだろう。実際、イラク西部のハディサにおける民間人への殺戮が起こった。2005年11月19日、武装勢力が仕掛けた爆弾によって一人の海兵隊員が死亡した、このため恐怖と怒りに満ちた米海兵隊が付近の民家に押し入って銃を乱射し、24名の民間人を無差別に殺した<sup>(42)</sup>。

⑭について、日本軍の場合は、加藤典洋が述べるように、「敗戦後、義のない戦争だったと罵られた兵士とその家族は、戦後どう弔われ、どう生きていくべきだったのか。」<sup>(43)</sup>と問えば、ひとつの道として、靖国神社、またアジア・太平洋戦争から大東亜戦争に繋がるように先の戦争を肯定して正当化していった。アメリカ軍の場合は、デーヴ・グロスマンによると、ベトナム帰還兵のトラウマは、戦場で人を殺したり、殺されるのを見たりするという事実を背負ってくることに加えて、帰国してから同胞から非難され、攻撃されたことだったという。ベトナム戦争に従軍した兵士たちは、自らの意志で参加したのではなかった。それにもかかわらず精神的な重荷をもって帰還したときにその意義を否定されることは、さらなるトラウマを負うことであった。兵士にとって辛かったのは、帰ってきて誰もわかってくれなかったことだったという。殺人者なのだという心の絶叫、しかしそうせざるを得なかったという気持ち、でも、やっぱり殺人者なのだという堂々巡りの苦悩の中で、戦争に行った意義さえ否定されることは、生死を賭けてきた自らの存在意義を否定されたに等しい気持ちにさせられたとしても不思議ではないだという<sup>(44)</sup>。それゆえ、ヴェトナム戦争における米兵士の犠牲的精神を称えている。1979年カーター政権、1980年レーガン政権は、「ヴェトナムで戦った人々は自由が危機に瀕している場所において自



由の擁護のために戦った」<sup>(45)</sup>と正当化している。在郷軍人会による原爆投下の正当化もそのひとつであろう。韓国軍の場合は、共産主義に対して自由のために戦った韓国軍という意義を守ることがその正当化であった。

上記のような事情から日本、アメリカ、韓国の軍とその関係者は、これを隠蔽するか、その正当性を弁護する。ある程度、国家と国民がその後ろ盾となる。ここから歴史認識問題が生じてくる。国家・民族の枠内で加害・被害の問題を考えるのではなく、国家・民族の枠を超えて兵士 VS 民間人の視点で考える必要があるのではないか。

### Ⅲ. 国家主権の矛盾

#### (1) 戦争と国家暴力の問題

こうしてみていくと、加害の問題は、国家の矛盾を露呈しているのがわかるだろう。韓国軍兵士は、次のように弁明している。「民間人を殺せという命令を大部分は拒否できなかった。上官の命令は法律であり、違反したら処罰の対象であり、嘲弄の対象である。」

では、命令を拒否することは可能なのか。体制とシステムの問題として、個人の意志と価値判断は無力となり、軍隊あるいは国家の意思が自分自身を動かすのだ。しかし、戦争が終わると身体の記憶は完全に個人のものとして残る。自分がその現場にいたら、これら兵士と異なる行動ができただろうか。国家という巨大組織の命令が自分の信念と異なるとき、どう拒否するというのだろうか<sup>(46)</sup>。日本軍の場合でも、上官の、命令に反することは、国家の大義に背くことであり、本人が銃殺されるだけではなく、現地に残された家族や親類も非国民扱いされ、村落共同体の中で生きていけなくなったのである。

#### (2) 戦争における国家主権の矛盾

これは、戦争における国家主権の矛盾だと言える。それを鋭く指摘した思想家等の言葉をここでいくつか紹介しよう。

チャップリンは、次のように言う。「ひとり殺せば殺人者。百万人殺せば英雄。その数が殺人を正当化する。」<sup>(47)</sup>

墨子は次のように言う。「侵入し、他人の物を盗んだり、人間を殺すことは天下の君子はみなこれを非難することを知っており、これを不義であるという。ところが、いま他人の国を攻めるといふ大きな不義を正義という<sup>(48)</sup>。もし、一人の人間を殺せばこれを不義といい、一つの死罪を犯したものとされる。10人殺せば、10の不義の死罪を犯したことになる。ところが、いま他人の国を攻めるといふ大きな不義を働く者が現れても、これを非難することを知らないばかりか、かえってこれを誉めて正義であるという。まことに不義の何たるかを知らぬと言わなければならない。」<sup>(49)</sup>

古代ローマの哲学者セネカは次のように言う。「私たちは、人殺しや個別の殺傷事件は抑止しようとするが、戦争や民族全体の虐殺という名誉ある罪はどうだろうか。…ひそかに犯せば死刑になるような罪も、司令官の外套をまとった人物が行えば私たちは賞賛する。」<sup>(50)</sup>

B. ラッセルは次のように言う。「愛国者というのはいつでも、その祖国のために死ぬことを語る。そしてその国のために人殺しをすとは決して言わない。」<sup>(51)</sup>「戦争に賛成するということは、自分に対して、一あるいは、よりありそうなことだが、自分以外の他人に対して一殺人を許容し、推奨し、要求しさえするということである。」<sup>(52)</sup>「戦争をありうる外交・防衛手段のカードとして扱う前に、まずはそれが名前を変えた殺人であるこ

とを認識しなければならない。」<sup>(53)</sup>

上記の問題提起の根本は、国家主権の矛盾であった。すなわち、国家主権内での殺人は許されないが、国家主権外での殺人は許されるという矛盾なのである。

### (3) そもそも国家・民族の規定

では、これら矛盾を内包する国家とは、そもそも何なのであろうか。

福田歓一は次のようにいう。「国民国家の共同体的表象は、その規模、その実質からして擬制というほかない<sup>(54)</sup>。近代国家に共同体性を調達したのは、ほかならぬ nation の観念であった。」<sup>(55)</sup>

では、民族とはそもそも何なのだろうか。

アンダーソンは、民族について次のようにいう。「歴史的、文化的に形成された同類意識なのである。」<sup>(56)</sup> 国家が擬制であり、民族が意識のレベルの問題であるならば、国家・民族の枠組みにこだわる必要はない。その枠組みから脱して加害の問題を考えることができる。

### (4) 民族と同一化した国家対国家の枠組みではこのアポリアを解くことはできない

#### －別の枠組みの設定－

別の枠組みの設定が必要となるであろう。

そこで、①ジェンダーの視点－加害者としての男性 VS 被害者としての女性－という枠組みの設定。加害者は国家・民族を問わず成人男性であり、被害者は国家・民族を問わず女性である。それゆえ、マッキノン は次のように主張する。「(ユーゴ内戦において) この民族的な侵略戦争と、あの日常生活におけるジェンダーの侵略戦争とが同時に起こっているということが理解されない。」<sup>(57)</sup>

②兵士 VS 民間人という視点。この視点については説明無用であろう。

③貧乏人同士が当事者となる視点。極端なことを言えば、金持ちは戦場に行かないということである。

金賢娥は、韓国軍のベトナムでの加害から、次のような考えに至った。「誰と手をつなぐのかと考えている。かつては、韓国で生まれたのだから韓国人が当然。戦争を引き起こす韓国人よりは平和な世界を夢みる日本人と手をつなぎたい。多国籍企業のファーストフード店を好む韓国人よりは、申し訳なく、怒りを覚え、逃げ出したいと思った気持ちを慮ってココナッツを手渡してくれたベトナム人と手をつなぐだろう。連帯とはこうしたものではないだろうか。」<sup>(58)</sup>

### IV. 加害の戦争責任－国家の責任から個人の責任へ－

このような戦争における国家主権の矛盾を解消するために、国際社会の取り組みのひとつとなる教材を紹介する。それは、国際人道法である。

#### (1) 国際人道法とは

国際人道法とは、紛争当時国(者)間の敵対関係を中心に適用されるものである。以前は、戦争法といい、赤十字国際委員会(CICR)と国連の協力のもとに開催された「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門家会議(1971年)でこの名称が正式に用いられてから、この用語が一般的になった<sup>(59)</sup>。それは、戦争が基本的な人権に属する人の生きる権利そのものを根本的に否定し、ひいては人間の存在さえ脅かしかねないからであった<sup>(60)</sup>。

それまで戦争は、主権国家の正当な権利の一つであり違法とされず、近代憲法の下で保障された基本的人権は戦時を除くものであったため、戦時において人権を保障するという考え方は、一般的ではなかった<sup>(61)</sup>。それが、人権のひとつとして認知されていったのは次のような歴史的経緯の結果であった。

## (2) 国際人道法の展開

国際人道法は、長い年月を経て、戦争における犯罪を個人の犯罪として裁く道を探ってきた。まさに戦争における国家主権の矛盾を解消する方向に努力が向けられてきたのである。その歩みを簡単に説明しよう。

1899年ハーグ平和会議における「陸戦の法規慣例に関する条約」(ハーグ規則：毒ガス兵器の禁止等)の取り決め<sup>(62)</sup>。これは国際人道法違反として、狭義の戦争犯罪を告発するものであった<sup>(63)</sup>。

ヴェルサイユ条約は、戦争犯罪人の処罰を提起した端緒である<sup>(64)</sup>。第一次世界大戦は、国際法の無力さを露呈した。1919年パリ講和条約において「戦争を開始した者の責任及び処罰の執行に関する委員会」設立した。そこでは、第一次世界大戦の戦争犯罪を追及することを明示した。それは第一に、戦争を開始した行為。第2に、戦争放棄慣例違反の検討。

1919年6月28日ヴェルサイユ条約第227条：ドイツ皇帝ウイルヘルム2世を訴追するも叶わず。しかし、第227条は、戦争違法観に立って、しかも個人処罰を明示した点で、国際法の革新として評価。最初の国際戦犯法廷として重要である<sup>(65)</sup>。しかし、ウイルヘルム2世はおろか、ドイツ人、トルコ人の個人刑事責任の追及のための国際裁判は叶わず、国内の裁判において、末端の者の一部に限られた<sup>(66)</sup>。ただ、その後国際連盟規約が設けられ、差別戦争観ないし違法戦争観が登場した<sup>(67)</sup>。

1928年不戦条約が締結され、戦争を行なうことは禁止された。ここで第1次世界大戦までの国際秩序の逆転がおこったのである<sup>(68)</sup>。

また個人処罰に関する動きとして、1920年常設国際司法裁判所規定草案作成のための法律委員会が、常設司法裁判所に加えて、国際刑事裁判所の設置を提案。しかし、国際連盟は提案せず、再浮上するのは、ナチス・ドイツの戦争犯罪を裁くための戦争犯罪委員会からであった<sup>(69)</sup>。

1945年国連憲章は、戦争違法化と集団安全保障をいっそう発展させ、そこに戦争法・人道法の位置づけと方向性を規定する役割を果たした<sup>(70)</sup>。

同年、ニュルンベルグ裁判、東京裁判において、以下のような戦争犯罪が問われた。

- ①「平和に対する罪」(違法な戦争を計画、準備、開始)
- ②「人道に対する罪」(民間人に対する犯罪の総称)
- ③「ジェノサイドの罪」(1948年にジェノサイド条約が施行)<sup>(71)</sup>

画期的なことは、個人に責任が帰属し、処罰対象とされたことである<sup>(72)</sup>。また人道に対する罪は、国家の国内法上合法という抗弁を認めない。例えば、ナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺は、国内法では合法であったが、人道上の罪として国際犯罪となった<sup>(73)</sup>。また、上官命令であったという抗弁も認めないことになる<sup>(74)</sup>。

1949年ジュネーヴ法(1977年に二つの追加議定書)は、戦争により生じる犠牲者を保護、救済するためのルールを確立した<sup>(75)</sup>。

1968年テヘラン国際人権会議。国連は、武力紛争における人権を保護するための法の整備へ着手した。

1993年旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) の設置。国家元首であったミロシェビッチを裁いた。

1994年ルワンダ国際刑事裁判所の設置。1998年9月2日 ICIR (ルワンダ国際刑事法廷) は、ルワンダ虐殺でジェノサイドの罪を適用した判決を行った<sup>(76)</sup>。

1998年ローマ国際刑事裁判所 (ICC) 規定の採択：歴史上初めて、犯罪人個人を裁く常設の国際刑事裁判所が設置された<sup>(77)</sup>。

そもそも、中世ヨーロッパの宗教戦争、ナチス・ドイツのユダヤ人虐殺、資本主義対社会主義の争いは、各々の正義を追究することによって、残忍さがエスカレートしていった。そこで、人道の確保によって、相殺以上の「社会正義」が生じる。第2次世界大戦後、国際社会がこの事実気づいたのであった<sup>(78)</sup>。そして、平時、戦時の二元性は、除去され、あらゆる状況でまた敵味方に関係なく、すべての人の生存権保障のために適用される国際犯罪としてあらわれた<sup>(79)</sup>。戦争犯罪の問題は、歴史的には国家の専権事項から国家主権を超えて、個人の刑事責任を追究するという方向で展開してきた<sup>(80)</sup>。こうして、国際人道法は、すべての人類に要請される道德規範であり、戦争という究極的状況下でも人間に求められる究極の人道的規範<sup>(81)</sup>となっていったのである。

### (3) 戦争犯罪論

ここでは、人道に対する罪に絞って紹介しよう。

成立要件は、客観的に「いずれかの一般住民に向けられた広範囲な攻撃または系統的な攻撃」があり、その「一環」としての行為が行なわれたことが必要である<sup>(82)</sup>。具体的には、殺人、殲滅、奴隷状態である<sup>(83)</sup>。

個人責任はどう規定されるのか。それは、「そのように行為しないことができたのに、そのような結果を回避することができたのに、そのような結果が起きることを知りつつ行為したことが、責任を規定する。」このように規定することによって、団体責任から個人責任への発展。法的主体としての個人を析出した<sup>(84)</sup>。しかし、行為者がそれを認識せずに行っていたとすれば、その行為者の実行可能な個別の犯罪とはなりうるが、人道に対する罪とはなりえない<sup>(85)</sup>。要するに、一つの特定の行為ではなく、一連の行為であり、そのことを当事者が知っていたということなのである<sup>(86)</sup>。

では、本人が望まないのに上官によって命令されて仕方なく民間人に対して、加害を行ってしまった場合はどうだろうか。

上官から違法な命令を受けた者の行為責任について、東京裁判条例第6条「被告人の責任」では、責任を免れる理由にはならない。その根拠として、1946年国連総会「ニュルンベルク裁判条例によって認められた国際法の諸原則」を確認する決議95 Iを全会一致で採択したことが挙げられる。その原則とは、次のようなものである。

第4原則で、自己の政府や上官の命令に従って行動した事実は、道徳的選択が実は可能であったならば、その者の国際法の下での責任を免除しない<sup>(87)</sup>。ただし、次の場合は免除される。①政府または当該上官の命令に従う法的義務を負っていた場合。②命令が違法であることを知らなかった場合。③その命令が違法である事が明白でなかった場合。命令だから犯罪を犯してもいいということにはならない。犯罪を犯すよう命令された場合は、

命令が違法であるから従わないことこそが義務となる。違法な命令に従えば、命令した者ととともに、命令に従った者も刑事責任を問われることがある<sup>(88)</sup>。

次に、命令を下した上官であるが、命令責任、監督責任として上官の責任が問われる<sup>(89)</sup>。上官の責任の根拠とは、ジュネーブ諸条約第一選択議定書87条「司令官には自己の軍隊を国際人道法に従わせる実効性あるすべての方法をとる義務がある」にある。

具体的には、次のような場合、義務違反となる。第1に、自己の権限に服するあらゆる必要かつ合理的な方法を取らなかった」場合である。犯罪の防止の命令、実行されるように命令する義務がある<sup>(90)</sup>。第2に、「犯罪を部下が犯したという事実を知っていた」または「知るべきであった」ことの場合である。その上司または上官が、部下がそのような行為を行なおうとしていることを知っていたか、知るべき事情があったのに、その防止や抑止のために必要で適切な手段を講じなかった場合、または捜査と訴追のためしかるべき事情があったのに、当局に事件を報告しなかった場合は、それらの上司や上官が刑事責任を免れる理由にはならないのである<sup>(91)</sup>。

それゆえ、ウィリアム・フェンリクは、①部隊員が国際人道法を適切に教わるようにしなければならない、②作戦の決定に際して国際人道法を適切に配慮しなければならない、③実効的な報告制度をつくらなければならないと主張するのである<sup>(92)</sup>。

以上のように国際人道法は、不十分ながら戦争による個人の犯罪を裁き、そのための裁判所を設置するに至ったのである。

最近の平和教育でも、国際人道法を基準にして戦争犯罪を問う平和教育が現れている。

#### V. 戦場における兵士の判断—現状の国際人道法では抜け落ちた課題—

ここで、学生に以下の問いを提示する。

国際人道法について、法的には上記のことは、納得できるだろうか。  
では、納得できるとして、実際に戦場におかれた状況で、上記のことは、遵守できるか<sup>(93)</sup>。

この問いに対して応答した2人の有名な政治哲学者の論を紹介する。それは、アメリカのロールズとウォルツァーである。次に上記の疑問をロールズ、ウォルツァーを手掛かりに考えてみよう。

##### (1) ロールズ

ロールズは、まず戦場に行く前の段階で、一定の違法な戦争に従事せよという命令を兵士が受けたとしても、戦時の実施・遂行に適用されている原理が明白に侵害されていると無理なく、そして良心に照らして本人が確信しているならば、拒否してよい。

命令に従う義務よりも、他者に対する深刻な不正義や災いの元凶にさせられないようにするという自然本性的な義務の方が上回るとその兵士は主張することができると述べる<sup>(94)</sup>。なぜならば、「いったん兵役に就いて戦争の道徳法則に反する行為を命じられている状況では、彼は命令に従えとの要求に逆らうことは無理かもしれない」<sup>(95)</sup>からである。

また、もし戦争の達成目標がじゅうぶんに疑わしいもので、眼に余るほど不正な命令を受け取る可能性がじゅうぶんに大きいならば、拒否する権利、拒否する義務があると主張する。国家がこういう条件で、戦争を行うならば、兵役拒否すべきであると<sup>(96)</sup>。これは全面的な平和主義ではなく、ある一定の状況での戦争に従事することを拒否する識別力のある良心的拒否なのである<sup>(97)</sup>。

さらに、ロールズは、国家を超えた法的スタンダードとして、「万民の法」という概念

を提出する。「万民の法」とは、国際法と国際慣習の諸原理や諸規範に適用される正しさ (right) と正義 (justice) に関するある政治的構造のことであるとする<sup>(98)</sup>。ここで、ロールズは、人権を持ち出す。万民の法における人権の役割として、次のように述べる。人権とは、道理に適った万民の法において特別な役割を演じる、諸々の集まりである。人権は、戦争やその遂行方法の正当化理由を制限するとともに、政治体制の国内自治権に諸々の限界を定める<sup>(99)</sup>。そのため、ロールズのいう有名な〈原初状態〉での討議を通じて、〈万民の法〉に属する「自由で民主的な民衆の間で妥当する正義原理」が7つ導出されるという。そのひとつは、万民は (自衛のためにやむなく始めたものであろうと) 戦争遂行に課せられた一定の諸制約を遵守すべきであるという<sup>(100)</sup>。そのためロールズは、正しい戦争のルールとして6つの命題を掲げる。その中で、本講義に沿った命題を3つ挙げたい。

一つめは、第3の命題【戦争責任の軽重を判断する原理】で、戦争を遂行する上で、民主社会は3つの集団—①相手国の指導者と要戦者、②兵士たち、③非戦闘員である住民—を注意深く区別しなければならない。その理由は、交戦国は民主的でない国家であるため、その社会の非戦闘員・民間人は戦争を引き起こした張本人ではありえない。上級将校を除外しておくなら、兵士たちも—民間人たちと同様に—戦争責任を問われることはない。二つめは、第4の命題で【人権の尊重】で、まともな民主社会は、相手国の非戦闘員、兵士双方の人権を尊重しなければならない。理由は、まさしく〈万民の法〉に基づいてこそ、民間人・兵士ともそうした人権を有しているから。また、戦時においても人権が効力を有するという実例を自ら率先模範することによって、相手側に悟らせることができるからである。三つめは、第6の命題【目的と手段の選択】で、つねに (すでに述べた) 5つの原理の枠内で構成され、それらの原理によって厳格に限定されたものでなければならない。…個別の戦闘行為はそうした限界の内部に収まるものでなければならない<sup>(101)</sup>。

上記の主張に対して、次のような2種類のニヒリズムな意見がある。すなわち、①「戦争は修羅場」であるので、地獄のような戦争を終わらせるためならどんな手段を選んでもよいとする論法。②戦争に突入した以上、私たちは皆有罪という同等の立場にあるのだから、誰も他人 (他国民) を非難することはできないと見切る論法。

これらの論法に対してロールズは次のように論駁しているという。正義を重んじる文明社会は、どんな状況においても有意味な区別をおこなっており、それに依存している。そこから免除されるような時点などない。このニヒリズムは、例外を認めろという不当な要求である<sup>(102)</sup>。

ロールズの主張は、戦場における兵士個人の判断の、国家を超えた万民の正義を基準として示したものであったことは評価できる。しかし、実際に戦場で究極の状況に置かれた兵士にとって、有効たりえるのかどうか。その疑問に一定の回答を与えたのが、ウォルツァーである。

## (2) ウォルツァー

### ①ゲリラ戦への米軍の対処について

ウォルツァーは、ゲリラ戦についての米軍の対処について、次のように論じた。

アメリカ軍の一部隊がひとつの村から小火器による射撃を受けた。戦術指揮官は、その村に対する砲撃と爆撃を要請、結果として多数の民間人死傷者と広範な物的破壊がもたらされた。これはアメリカ軍の普通の戦術であり、アメリカ合衆国陸軍の「交戦規則」によっ

て許されたことであるという<sup>(103)</sup>。

これは、軍隊の損害のみを最小にするように意図されているようにみえる。なぜならば、村に入った陸軍の偵察部隊が敵の陣地を探し出し、破壊することができることはまったくありえないことである。村にはゲリラ戦士が隠れているかもしれない。ゲリラの「要塞」は村人の家や小屋と区別がつかない。兵士たちは敵の銃火を浴びるかもしれないし、地雷や仕掛け爆弾で戦死者を出すかもしれない。村民はわかっているが教えてくれない。こうした状況下では、村が軍事的拠点であり、正当な目標であると兵士たちが信じることは難しくない。他の陣地と同じように、たとえ敵の発砲がない前であっても、確実に攻撃されるであろう<sup>(104)</sup>。そのために、前もって民間人に警告を与えることを行ってきた<sup>(105)</sup>。

しかし、これらが根本的に効果がなかった。しばしば警告はなされず、字の読めない村人にリーフレットは役に立たず、強制退去は多数の民間人を置き去りにした<sup>(106)</sup>。

反ゲリラ戦は、通常の軍隊にとっては恐ろしく重圧のかかるもの、たとえよく訓練され注意深くとも、民間人は必ず彼らの手にかかって死ぬ。15歳から50歳ぐらいのすべての男性の村人やみくもに射殺するが、それが、兵士の通常の銃撃戦のもとにあったのではないという理由でおそらく正当化される。…ゲリラ戦と民間人ゲリラ支援の責任として<sup>(107)</sup>。

戦闘に関して言えば、こうした民間人を、銃撃戦もはじまっていないのにその場で撃つことは許されない。村落が攻撃拠点として使われるという理由だけで攻撃されてはならず、たとえ警告がなされた後であっても、無差別に爆撃され、砲撃されてはならない<sup>(108)</sup>。必ずしも勝利のために必要なことは何をしてよいということにはならないとウォルツァーは述べる<sup>(109)</sup>。なぜならば、普通の兵士や、老人や女性、子どもまでが彼らの敵であると確信するようになった場合には、いつでもそのような事態が生じてくると、そのような後では、徹底的に民間人を殺害し、彼らの社会と文化を破壊することが体系的に取りかかる以外に、戦争を行うことができるとは考えにくい。民間人の支持の程度が、同時にゲリラをその国の正当な支配者にしているからである<sup>(110)</sup>。

## ②戦争犯罪—兵士とその上官—

ここで問題にしたいのは、道徳的責任の問題である。個人を非難できるかどうかには、法的に有罪か無罪かにではない。侵略や戦争犯罪に関する多くの論争は、道徳ではなく、法的な問題に集中してきた<sup>(111)</sup>。

道徳的責任に焦点を絞って考えてみよう。

まず、兵士は無辜の民を犠牲にして自分の安全を高めることが許されないということである<sup>(112)</sup>。戦争の狂気によって、普通の人がおかしくなる。人を殺しはじめたら、エンジンを止めるみたいに止められないものさ（チャップマンの証言）<sup>(113)</sup>。

上記のような意見に対して、彼らがなす行為に対し、われわれが大目に見ることを求める一般的なルールはなく、少なくとも常にではないにせよ、兵士は戦闘終了後の殺害に応じて、譴責されたり、罰せられたりするべきである。とにかく、全面的に抑制を欠いた行為がその原因となった熱情に言及するだけで許されると思わせるようなことは決して行うべきではないのだ<sup>(114)</sup>。

兵士の、慎重な区別をすることなく殺害した理由は、自軍の将校によってそうするように迫られていたこと。民間人の住民に紛れて戦っては隠れる敵によってもそうすることを

迫られていた。「われわれから逃げる者、われわれから逃れる者、われわれに敵として現れる者、その誰もがである。男が逃げていたら、彼を打て、ライフルをもった女が逃げていたとしても、彼女を撃て。」<sup>(115)</sup>

では、こうした対ゲリラに対して兵士にどういう選択肢があったのか。以下の選択肢が考えられる。

- ①進んで殺戮に加わった兵士
- ②銃を発砲することを拒んだ兵士
- ③2、3回と命令されなければ発砲という行為に加わらなかった兵士
- ④逃げた兵士
- ⑤その状況から逃れるためにみずからの足を撃った兵士
- ⑥アメリカ人とベトナム人の間に立ちはだかって、虐殺をくい止めようとした兵士<sup>(116)</sup>。

では、ソンミ村の事例ではどうだろうか。ソンミ村における兵士の拒絶、逡巡、疑念、苦悶の実例について検討してみよう。

ウォルツァーは言う。「われわれは彼らの置かれている状況の個々の特徴を綿密に見なければならず、この状況、この瞬間においてある軍事的命令を受け容れたり拒んだりすることが何を意味するかを理解できるように努めなければならない。」<sup>(117)</sup>

- ①上官の命令だったからという弁明について：
  - a. 命令された時、国際人道法について無知だったとの主張。
  - b. 強要されて仕方なくとの主張<sup>(118)</sup>。
- ②軍隊内としての免罪：規律を戦時行為の状況のひとつとみなして個人の責任を決定する際にその特殊な性格を考慮に入れるのである。軍は兵士の犯罪責任を隠すか、制限しようとする。

①、②は、正義の概念から導出された繊細さに代わりうるものではない。正義が要求することは、まず第1に、権利の擁護へとすすんでコミットしようとする。第2に、権利を侵害したことの告発を受けている個々の一つひとつの弁明に注意深く耳を傾けることである<sup>(119)</sup>。正義の観点から上記の問題を考えてみる。

① a. について、兵卒の無知には限度があり、上官に命令された時、周囲の状況から不法だと知りえたであろう。しかし、戦時状況の瞬時は、不確かさ、首尾一貫していない。決して、不服従を要求することができない。なぜならば、実定法としての地位が確定していない。とりわけ戦闘の要求と関連する場合である。ただし、大量虐殺「戦争の疑いのないルールを侵害する」、「人類共通の感覚を踏みにじる」ものである<sup>(120)</sup>。

① b. について、降格という脅しによって無辜な民の殺害を許すことはできない<sup>(121)</sup>。しかし、その脅しをどれだけ跳ね返すことができるのか。さらにもうひとつの重圧がある。それは兵卒の親交である。それは、共通の敵に直面して共通の規律に耐える人々の穏やかな連帯であり、不服従はこの最低限の繋がりに違反することであり、道徳的分離（道徳的優位）を主張することであり、仲間挑戦することであり、彼らが直面する危険をおそらくは増大させることである。軍隊組織の文脈においては、この訴えはしばしば無視され、処罰という危険よりももっと巨大な危険を伴う。道徳的に心をかき乱すような深刻な孤独が兵士を襲う<sup>(122)</sup>。

②について、この免罪を正当化するのが、最も難しい問いである「最高度緊急事態」に



において、戦争のルールを乗り越え、無辜の民を殺すような軍司令官（もしくは政治指導者）について、われわれは何を言うべきだろう<sup>(123)</sup>。必要性の世界は、集合的存続と人権の相克によって作り出される<sup>(124)</sup>。彼らの人生をより快適にし、彼らのジレンマを他の人々から覆い隠すような道徳理論は、より偉大な一貫性を達成するだろうか。それは戦争のリアリティを見逃すか、抑圧してしまうだろう<sup>(125)</sup>。

一方、ジレンマは隠蔽されなければならない。兵士と政治家が避けられない犯罪の上にヴェールをかぶせなければならない、と。道徳的確信を持ち続けるために<sup>(126)</sup>。しかし、これは犯罪に他ならない<sup>(127)</sup>。

たいていの場合、道徳は軍事衝突の際にありがちな圧力を受けることによるのみためられる。イエスカノー、正しいか間違っているかではなく、「最高緊急事態」において、われわれの価値判断は重複化する。この重複性はわれわれを不安にさせる。戦争の世界は完全に理解できるような場ではなく、まして道徳的に納得できる場所ではない<sup>(128)</sup>。

以上、ロールズとウォルツァーの考察を表にしてみると下記ようになる。

表2 正義に反する戦争に対する加害拒否の段階

	通常戦争	ゲリラ戦	ソンミ村
兵役拒否の段階	◎	◎	◎
戦場で戦闘に行く直前の段階	◎	◎	◎
戦闘の状況に置かれた場合	○	△	○
上官の命令で殺せといわれた状態	○	△	△
「最高緊急事態」	△	△	△

◎は、確実に拒否できる可能性。○は拒否できるであろう可能性。△は、難しい。判断に迷う。

(3) 究極の判断を学生はどのように考えたかーアクティブ・ラーニングによるー

このように、論を展開してきて、最後に、表2に関して、学生にも判断させ、その後、学生にグループで討論させ、レポートを提出させる。

## 7. おわりにー学生はどのように考えたかー

レポートの結果をここで紹介しておく<sup>(129)</sup>。

表2 正義に反する戦争に対する加害拒否の段階<sup>(130)</sup>

	通常戦争	ゲリラ戦	ソンミ村
①兵役拒否の段階	◎ 47	◎ 46	◎ 45
	○ 9	○ 8	○ 8
	△ 0	△ 2	△ 3
②戦場で戦闘に行く直前の段階	◎35	◎35	◎34
	○17	△17	○16
	○ 4	△ 6	△ 6
③戦闘の状況に置かれた場合	◎ 5	◎ 2	◎ 7
	○30	○10	○25
	△20	△42	△22
	×	×	×
	無	無 1	無 1

④上官の命令で殺せといわれた状態	◎ 2	◎ 2	◎ 2
	○ 18	○ 9	○ 15
	△ 35	△ 43	△ 37
	× 1	× 1	× 1
	無	無 1	無 1
⑤「最高緊急事態」	◎ 1	◎ 1	◎ 3
	○ 5	○ 5	○ 4
	△ 45	△ 45	△ 45
	× 2	× 2	× 1
	無 3	無 3	無 3

◎は、確実に拒否できる可能性。○は拒否できるであろう可能性。△は、難しい。判断に迷う。

この集計結果から考察されることは、予想された通り、①の段階では、◎が圧倒的に多いが、②の段階では、○がかなりの数を占め、③、④の状況になったときには、△が多くを占めるという結果になったことである。この根拠として、典型的な学生の意見は、「①、②の段階においては、ある程度客観的に物事を見ることができると考えられるが、③については、緊張状態に置かれて、冷静な判断がなくなる可能性があるが、拒否できる可能性がゼロではない。④に至っては、自分の身を守るために拒否はできない」といったものであった。

少数意見としては、「他人の命を守るために自分の命を犠牲にしても、最終的に良い結果になるとは思えない」ので、相手を殺してしまうという意見や、「相手が人道法を守るとは思えない」という意見があった。逆に「非常事態だからといって憲法や人道法などの効力が切れていないことを原則として◎にした」学生がいた。また「精神的にやつれたときに諦めて、殺してしまうだろう」という意見、逆に「殺すよりも殺される方がましだ」という意見があった。

③、④、⑤に見られた学生の×は、確実に人道法を無視して殺すという意見、回答なしは、思考停止状態に陥っていたためだと思われる<sup>(131)</sup>。

最後に、学生のレポートには、この講義を受けて、衝撃を受けたといったものや、こういう平和教育は初めてであったが、リアルな戦争の事実を生徒に知らしめる平和教育が必要だといったものがあった。

ただ、集中講義という性格上、内容が多岐に渡ってしまい、学生が加害の共通項を認識することによって、ナショナリズムを超えてくれたのか、国際人道法の有効性と「再考緊急事態」との関連での限界性をどこまで考えてくれたのかは、不明の者も多かった。今後の課題としたい。

#### (注)

(1) 拙著『学校における平和教育の思想と実践』（学術出版会、2011年）pp. 307～308.

(2) 拙著、前掲書、p. 308.

(3) 今野日出晴「歴史を語る試みー「捕虜を殺す兵士・殺さない兵士」」（今野日出晴『歴史学と歴史教育の構図』東京大学出版会、2008年）

- (4) 拙論「戦場における兵士に着目した平和教育」(中等社会科教育研究第27号, 2008年)
- (5) 韓国紙・中央日報は15日、韓国と日本の記者が在日本米国大使館で激しい論争を展開するという珍しい場面がみられたと報じた。中国新聞網が伝えた。韓国人記者が「日本は歴史を深く反省していない。軍国主義復活の危険性がある」との懸念をあらわにすると、日本側の記者も「韓国が歴史問題に不満なのは分かるが、日本人の間ではいつまで謝らなければならないのかという『謝罪疲労症』が存在するのも確かだ」と反論した。在日米軍基地視察プログラムに韓国記者10数人が参加。米国大使館が日米関係全体に関する説明を行った後、日本の主要メディアの外交安全保障専門記者と韓国記者が対話を行う時間を設けた。これが日韓記者たちに舌戦を繰り広げる“戦場”を提供することに。韓国記者の話題は日本の再武装と右傾化に集中。特に最近日本で開催された「2+2」で米国が公然と日本の集団的自衛権の行使容認への努力に支持を表明したことに触れ、日本の「軍事大国化の可能性」に憂慮を示した。これに日本側記者が反論した(編集翻訳 小豆沢紀子, 2013.10.16, FOCUS-ASIA)。2017年においても、従軍慰安婦の少女像が韓国国内のみならず、サンフランシスコやフィリピンに設置されるなど外交問題に発展している。
- (6) いわゆる歴史認識問題に発展した。歴史認識問題については、さしあたり、日服部龍二『外交ドキュメント 歴史認識』(岩波新書, 2015年), 大沼保昭, 聞き手江川昭子『「歴史認識」とは何か』(中公新書, 2015年)が参考になる。
- (7) 「平和教育・平和文化」(『教育学研究』第68巻 第1号 2001年3月) p. 83.
- (8) 「平和教育・平和文化」, 前掲, p. 83.
- (9) この授業は、高等学校で行ってきた授業を発展させ、滋賀大学での平和教育の集中講義のために構成され、実践してきたものである。
- (10) この教材の開発に際して、従来の指導案という形式は採らず、シナリオ風にして述べていくことにする。その理由は、この教材を読んだ人が追試できるようにすることである。この点に関して詳しくは、拙著, 前掲書, pp. 261~264を参照のこと。
- (11) 本田勝一『中国の旅』(朝日文庫, 1981年) pp. 197~202.
- (12) 戦争の記録は、戦後生き残った軍の高級官僚の書いた記録と戦場に行った兵士の個人の回想では、内容が大きく違っていたという(小沢郁郎『つらい真実 虚構の特攻隊神話』同成社, 1983年, pp. 16~17.)。
- (13) 若槻泰雄『戦後引揚げの記録』(時事通信社, 1991年) pp. 123~125.
- (14) 若槻, 前掲書, pp. 326~327.
- (15) スレッジ『ペリリュー・沖繩戦記』(講談社学術文庫, 2008年) pp. 191~192.
- (16) 藤本博『ヴェトナム戦争研究「アメリカの戦争」の実相と戦争の克服』(法律文化社, 2014年) p. 3.
- (17) ハーシュ『ソンミ ミライ第4地区における虐殺とその波紋』(草思社, 1970年) pp. 20~22.
- (18) ハーシュ, 前掲, p. 120.
- (19) ハーシュ, 前掲のあとがき, pp. 242~243.
- (20) ハーシュ, 前掲, p. 14.
- (21) ハーシュ, 前掲, pp. 27~28.

- (22) ハーシュ, 前掲, p. 15.
- (23) ハーシュ, 前掲, p. 44.
- (24) ハーシュ, 前掲, p. 27.
- (25) ハーシュ, 前掲, p. 53.
- (26) ハーシュ, 前掲, p. 238.
- (27) ハーシュ, 前掲, pp. 236~237.
- (28) 金賢娥『戦争の記憶 記憶の戦争 韓国人のベトナム戦争』(三元社, 2009年) p. 267.
- (29) 金, 前掲, p. 43.
- (30) 金, 前掲, pp. 56~61.
- (31) 金, 前掲, p. 89.
- (32) 金, 前掲, p. 245.
- (33) 金, 前掲, pp. 102~103.
- (34) 金, 前掲, p. 26.
- (35) 金, 前掲, p. 102.
- (36) 亀山旭『ベトナム戦争—サイゴン・ソウル・東京』(岩波新書, 1972年) pp. 120~129.
- (37) 金, 前掲, p. 250. 戦争の悲惨さは、貧乏人同士が互いに殺しあう場所であること。貧乏人がまずはじめに飢え、死んでいく。安全に生活する場所がどこにもない貧乏人は、その混沌のなか非業の「死」を迎えねばならない場所が多かった。その死を目撃して戻ってきた者は、やはり平穏な生活を送ることはできなかった。魂の傷は加害者にも深い傷を残した(金, 前掲, p. 251.)。
- (38) 金, 前掲, p. 330.
- (39) 金, 前掲, 訳者あとがき, p. 371.
- (40) 金, 前掲, pp. 278~279.
- (41) グロスマン『戦争における「人殺し」の心理学』(ちくま学芸文庫, 2004年) pp.163.
- (42) 前田朗『人道に対する罪 グローバル市民社会が裁く』(青木書店, 2009年) p. 97.
- (43) 加藤典洋『敗戦後論』(講談社, 1997年) pp. 101~102.
- (44) グロスマン, 前掲書, 訳者(安原和見)によるあとがき, p. 508.
- (45) 藤本, 前掲書, pp. 204~207.
- (46) 藤本, 前掲書, 234~235.
- (47) 映画「殺人狂時代」における有名な台詞。
- (48) 『墨子』(ちくま学芸文庫, 2012年) p. 53.
- (49) 墨子, 前掲, pp. 53~54.
- (50) 松元雅和『平和主義とは何か 政治哲学が考える戦争と平和』(中公新書, 2013年) p. 36より『倫理問題集Ⅱ』からの引用。
- (51) 松元, 前掲書, p. 67より『人類に未来はあるか』からの引用。
- (52) 松元, 前掲書, p. 68より『人類に未来はあるか』からの引用。
- (53) 松元, 前掲書, p. 68より『人類に未来はあるか』からの引用。

- (54) 福田歓一『国家・民族・権力 現代における自由を求めて』（岩波書店，1988年）p. 31.
- (55) 福田，前掲書，p. 117.
- (56) アンダーソン『創造の共同体 ナショナリズムの起源と流行』（リプロボート，1987年）pp. 57～59.
- (57) マッキノン「戦時の犯罪，平時の犯罪」（オックスフォード・アムネスティ・レクチャーズ『人権について』みすず書房，1998年）p. 108.
- (58) 金賢娥，前掲書，pp. 12～13.
- (59) 藤田久一『新版 国際人道法 再増補』（有信堂，2003年）pp. 1～2.
- (60) 藤田，前掲書，p. 2.
- (61) 山内敏弘「平和と人権についての現代的視角－「平和への権利」をめぐる国際的動向」『法律時報』第60巻第12号，1988年）p. 36.
- (62) 藤田，前掲書，p. 15.
- (63) 前田朗『戦争犯罪論』（青木書店，2000年）p. 9.
- (64) 前田，前掲書，p. 31.
- (65) 前田朗『侵略と抵抗 平和のための戦争犯罪論』（青木書店，2005年）pp. 10～11.
- (66) 前田，前掲（2009），pp. 142～143. 戦勝国である日本はその国際委員会において、ヴェルサイユ条約227条ではヴィルヘルム 2 世を裁く法廷の裁判席につくことになっていた（前田，前掲（2009），p. 144.）。
- (67) 藤田，前掲（2000），p. 22.
- (68) 藤田久一『戦争犯罪とは何か』（岩波新書，1995年）pp. 64～65.
- (69) 前田，前掲（2005），p. 14.
- (70) 藤田，前掲（2003），p. 25.
- (71) 井上忠男『戦争のルール』（宝島社，2004年）pp. 48～49.
- (72) 藤田，前掲（2003），p. 200.
- (73) 松竹伸幸『平和のために人権を 人道犯罪に挑んだ国連の60年』（文理閣，2007年）p. 23.
- (74) 藤田（1995），pp. 112～113. 両裁判には、いわゆる勝者の裁きであるという批判があり、国際人道法上、敗戦国の裁きのみであり、戦勝国は裁かれなかったという批判がある。ただ、ニュルンベルク裁判、東京裁判の世界史的意義から考えてみると、次のような意義が認められる。第 1 に、ニュルンベルクは、政府や軍部の最高の地位にある個人が国際裁判で訴追され、裁かれるという原則を確立し、先例を提示したことである（前田，前掲（2009），p. 177.）。要するに、最初に実現した戦争犯罪裁判が、ニュルンベルク裁判（1945年）であり、東京裁判（1946年）なのである（前田，前掲（2000年）p. 31.）。東京判決は、近年ハーグ法廷などの国際刑事裁判所で有効な判例として引用され、国際人道法の発展に具体的な貢献している（戸谷由麻『東京裁判 第二次大戦後の法と正義の追及』（みすず書房，2008年）p. 2.）。第 2 に、「指揮官責任論」を展開したことである（戸谷，前掲，pp. 156～157.）。戦争中に一般市民に対して残虐行為が行われた場合、その行為について個人責任が問われなければならない。戦線でみずから戦争犯罪をおかした兵士や軍属だけではなく、中央

政府や軍司令部で政策決定にかかわってきた者にも適用されることをニュルンベルクと東京裁判は明らかにした。国際刑事法廷が世界市民社会の育成の基軸をなすようになっていく今日、改めて認められている。二つの裁判は、人道主義の法理論を実定法に発展させていく過程に貴重な遺産を残した(戸谷, 前掲, pp. 375~377.)。

皮肉なことに両裁判で示した原則がインドシナ紛争へのアメリカの軍事関与に対してヨーロッパの知識人が適用しようとする。ラッセルは、「ヴェトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を裁く国際法廷」を創設するに至る(ヴァインケ『ニュルンベルク裁判 ナチ・ドイツはどのように裁かれたか』中公新書, 2015, p. 191.)。

- (75) 井上, 前掲書, pp. 46~47.
- (76) 前田, 前掲 (2000), p. 75.
- (77) 藤田, 前掲 (2003), p. 308.
- (78) 筒井若水『違法の戦争、合法の戦争 国際法ではどう考えるか?』(朝日新聞社, 2005年) pp. 135~136.
- (79) 藤田久一「武力紛争における人権」(『国際問題』第221号, 1978年) p. 5.
- (80) 藤田, 前掲 (1995), p. 216.
- (81) 井上, 前掲書, p. 20.
- (82) 前田, 前掲 (2000), p. 165.
- (83) 前田, 前掲 (2000), p. 166.
- (84) 前田, 前掲 (2000), p. 21.
- (85) 前田, 前掲 (2000), p. 167.
- (86) 前田, 前掲 (2000), pp. 172~173.
- (87) 前田, 前掲 (2009), pp. 146~147.
- (88) 前田, 前掲 (2000), p. 24.
- (89) 前田, 前掲 (2000), p. 23.
- (90) 前田朗『ジェノサイド論』(青木書店, 2002年) pp. 184~185.
- (91) 前田, 前掲 (2002), p. 221.
- (92) 前田, 前掲 (2009), pp. 271~272.
- (93) この問いに対しての学生の反応の多くは、予想通り、納得はできるが遵守は難しいのではないかというものであった。
- (94) ロールズ『正義論』(紀伊国屋書店, 2010年) p. 499.
- (95) ロールズ, 前掲書, p. 501.
- (96) ロールズ, 前掲書, pp. 501~502.
- (97) ロールズ, 前掲書, p. 502.
- (98) ロールズ『万民の法』(岩波書店, 2006年)
- (99) ロールズ, 前掲 (2006), p. 115. したがってロールズは、東京大空襲や原爆投下は、そもそも民間人をねらった攻撃だった点で、きわめて甚大な過ちであったと述べるのである(ロールズ, 前掲 (2006), p. 140.)。
- (100) 川本隆史『ロールズ 正義の原理』(講談社, 2005年), pp. 242~243.
- (101) 川本, 前掲書, pp. 248~251.
- (102) 川本, 前掲書, pp. 254~255.

- (103) ウォルツァー 『正しい戦争と不正な戦争』（風行社、2008年） p. 363.
- (104) ウォルツァー， 前掲書， p. 363.
- (105) ウォルツァー， 前掲書， p. 364.
- (106) ウォルツァー， 前掲書， p. 366.
- (107) ウォルツァー， 前掲書， pp. 369～370.
- (108) ウォルツァー， 前掲書， p. 370.
- (109) ウォルツァー， 前掲書， pp. 373～374.
- (110) ウォルツァー， 前掲書， p. 374.
- (111) ウォルツァー， 前掲書， p. 522.
- (112) ウォルツァー， 前掲書， p. 551.
- (113) ウォルツァー， 前掲書， p. 554.
- (114) ウォルツァー， 前掲書， p. 555.
- (115) ウォルツァー， 前掲書， p. 559.
- (116) ウォルツァー， 前掲書， p. 558. ハーバード・カーターは、ミライ地区から逃れようとして自分の足をうちぬいた。「いったい人間は自分が人間だといいいながら、どうして野蛮人は未開人みたいな行動をするのか、わたしには今も不思議ではならないんだ」。「アメリカは平和を愛する国だとされている」（ハーシュ， 前掲書， p. 238.）。
- (117) ウォルツァー， 前掲書， p. 561.
- (118) ウォルツァー， 前掲書， p. 561.
- (119) ウォルツァー， 前掲書， p. 562.
- (120) ウォルツァー， 前掲書， p. 563.
- (121) ウォルツァー， 前掲書， p. 566.
- (122) ウォルツァー， 前掲書， p. 567.
- (123) ウォルツァー， 前掲書， p. 578.
- (124) ウォルツァー， 前掲書， p. 582.
- (125) ウォルツァー， 前掲書， p. 583.
- (126) ウォルツァー， 前掲書， p. 583.
- (127) ウォルツァー， 前掲書， p. 584.
- (128) ウォルツァー， 前掲書， p. 584.
- (129) 2014年度、滋賀大学教育学部での集中講義において受講した学生のレポートから集計。
- (130) 表2の項目にない×や無印を付けたのは、学生が自主的に行ったものである。
- (131) 他の大学でも同様の講義をして、学生に意見を求めたところ全員黙ってしまい、全く意見が出なかったことがあった。学生にとってもかなりきつい問いかけなのだろう。

資料

## 平和教育作業プリント

講義資料にある表2について、あなたならこの表をどのように考察するか。(特に「最高緊急事態」において)は、個人の意見を考えた後、グループで話し合ってください。

表2 正義に反する戦争に対する加害拒否の段階

	通常戦争	ゲリラ戦	ソンミ村
①兵役拒否の段階			
②戦場で戦闘に行く直前の段階			
③戦闘の状況に置かれた場合			
④上官の命令で殺せといわれた状態			
⑤「最高緊急事態」			

(1) ①～④について表を埋めてみてください。そしてその根拠を書いてみてください。				
(2) ⑤について、あなたの根拠を書いてください。				
学 年		学籍 番号		名 前

Received : Feb, 15, 2018

Accepted : June, 13, 2018